

委員 長 報 告 書

さる 12 月 5 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 15 号 公の施設の指定管理者の指定について
を審査するため、12月6日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い
たします。

記

議案第15号は、橋本市市民活動サポートセンターの指定管理者として、
社会的信頼が厚く、福祉のボランティアとの関係も良好である、社会福祉
法人「橋本市社会福祉協議会」を平成26年4月1日から29年3月31日ま
での3年間指定するものである。

委員から、運営管理仕様書の項目には、管理業務遂行に十分な能力を持
つ職員を確保するとあるが、その能力の内容について ただしがあり、相
談対応能力やセンターの利用活性化を図る企画運営能力が必要と考えてお
り、本年1月から3月までNPO法人から指導を受けていた当センターの
職員が引き続き配置される予定である との答弁がありました。

社会福祉協議会を指定管理者として指定するにあたり、法人に関する手
続きが必要か とのただしがあり、当協議会はすでに法人登記済みである
が、法人の事業活動の範囲としてセンターの管理運営に関する業務を追加
する必要がある との答弁がありました。

市施設の管理運営を行うのに、貸付料として光熱水費を徴収することに
ついて ただしがあり、市が支払う指定管理料から、管理者が市に賃借料
として光熱水費を支払うことになる。事務手続きは重複することになるが、
光熱水費を含めた全体の経費を計上することで、運営費を明確にして指定
管理を行うためである との答弁がありました。

日曜、祝日が閉館となっていることで支障はないか、また夜間の使用状

況について ただしがあり、本年4月から10月までの来館者は土曜日が284人、平日で最も利用の多い火曜日が409人であり、平日の利用者が多い傾向があるので、休館日の変更は考えていない。夜間については火曜日が57人、木曜日が71人であった との答弁がありました。